

平成29年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	390	70
(2) 積立NISAの創設	▲240	0
個人所得課税 計	150	70
2. 法人課税		
(1) 研究開発税制の見直し	130	90
(2) 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	▲50	▲30
(3) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充	▲120	▲80
(4) 協同組合等の受取配当等益金不算入制度の特例	▲30	▲20
(5) トン数標準税制の見直し	▲10	0
(6) 協同組合等の貸倒引当金の特例の見直し	10	10
(7) 中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し	90	-
法人課税 計	20	▲30
合 計	170	40

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入しています。

(注2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる地方税の平年度の減収見込額は▲423億円。今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填します。

(注3) 29年度改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額(29年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算)は平年度290億円、初年度100億円(特別会計分を含みます。)。他方、27年度から29年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲340億円程度(特別会計分を含みます。)



税制メールマガジン

財務省「税制メールマガジン」では、税に関する
情報を楽しく、分かりやすくお届けしています

税制メールマガジン 第93号

平成28年11月4日

3 主税局若手コラム

…今回は近年の経済発展が著しく、日本との関係も深まっている中国の税制を取り上げてみたいと思います。

中国の税制の特徴についてですが、まず税収の構成が日本と大きく異なっています。…

クリック!

税制メールマガジン

検索

